

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 10 月 9 日

ビズメイツ株式会社

2026 年 10 月 9 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都千代田区神田須田町 2-19-23

ビズメイツ株式会社

代表取締役 鈴木 伸明

当社と株式会社 With The World（以下「With The World 社」といいます。）は、当社において 2026 年 10 月 5 日付の取締役会決議により、With The World 社において 2026 年 10 月 5 日付の株主総会決議により、当社を株式交換完全親会社とし、With The World 社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、当社は With The World 社と株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 の通りです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 の通りです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 の通りです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

当社は、With The World 社の株主との間で、2026 年 10 月 5 日に株式譲渡契約を締結し、同年 10 月 16 日付で With The World 社の普通株式 313 株（発行済み株式数の 90.7%）を、譲渡価額 195,965,217 円（1 株当たり 626,087 円）で取得しました。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

ビズメイツ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社 With The World（以下「乙」という。）は、甲と乙との間で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本契約の目的）

甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となる株式交換（以下「本株式交換」という。）により、乙の発行済普通株式の全部を甲に取得させる。



第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲 商号：ビズメイツ株式会社

住所：東京都千代田区神田須田町 2-19-23 Daiwa 秋葉原ビル 11 階

乙 商号：株式会社 With The World

住所：兵庫県神戸市中央区浪花町 56 起業プラザひょうご内

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 10 月 30 日とする。但し、諸手続きの進捗状況及び市場環境の変化等のやむを得ない事情が生じた場合には、甲及び乙が書面をもって合意の上、効力発生日を変更することができる。

第4条（対価の割当交付）

甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された株主（但し、甲を除く。以下同じ。）に対し、各株主が所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 1,073.875 株の割合をもって甲の普通株式を割当交付する。なお、本株式交換に伴い、乙の株主に対して割当交付すべき甲の普通株式の数に 1 株未満の端数が生じるときは、甲は、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い、これを処理する。

第5条（増加する資本金や資本準備金の額）

甲が本株式交換において、増加すべき資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従って、甲が別途定めるものとする。



第6条（株主総会等）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合は、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

第7条（停止条件）

本株式交換は、五十嵐駿太及び甲との間の2026年10月5日付け株式譲渡契約書（以下「本株式譲渡契約」という。）に基づき、甲が乙の発行済普通株式合計313株を適法かつ有効に取得すること及び当該取得に基づく乙の株主名簿の名義書換が完了することを条件として、その効力を発生するものとする。

第8条（善管注意義務等）

1. 甲及び乙は、効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行わない。但し、相手方の指示に従った場合又は相手方にあらかじめ報告し、同意を得た場合はこの限りではない。
2. 乙は、乙が有する自己株式の全てを、効力発生日の直前の時点をもって消却する。

第9条（本契約の解除等）

1. 甲及び乙は、次のいずれかの場合には、効力発生日前に限り、本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方の本契約上の義務違反があり、相当期間を定めてその是正を求めても当該違反が是正されず、又は是正の見込みがない場合
 - (2) 2026年12月31日までに本株式交換が行われない場合（但し、解除権を行使する当事者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）
 - (3) 相手方当事者が支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合又は銀行取引停止処分を受けた場合
 - (4) 相手方当事者につき倒産手続等の開始の申立て又は開始がなされた場合
 - (5) 効力発生日の前日までに第7条に定める条件が成就していない場合又は本株式譲渡契約が効力発生日前に解除された場合
2. 前項に従って本契約が変更又は解除された場合、甲及び乙は互いに当該変更又は解除に起因する損害賠償の請求をしないものとする。ただし、当該変更又は解除が甲又は乙の故意又は重過失に起因する場合を除く。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の株主総会の承認が得られないとき（承認が必要な場合に限る）、又は法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、効力を失う。

第11条（費用負担）

本契約の締結及び本株式交換の履行のために発生した費用（公租公課を含む）は、甲及び乙がそれぞれ自己に発生したものを負担する。

第12条（準拠法と管轄について）

1. 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に起因し又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項については本契約の趣旨に従い、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

2026年10月5日

甲 住所 東京都千代田区神田須田町2-19-23 Daiwa 秋葉原ビル 11階

会社名 ビズメイツ株式会社

代表取締役社長 鈴木 伸明



乙 住所 兵庫県神戸市中央区浪花町56 起業プラザひょうご内

会社名 株式会社 With The World

代表取締役 五十嵐 駿太



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則193条1号）

次ページ以降をご参照ください。

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての相当性について、以下の通り説明いたします。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	With The World 社 (株式交換完全子会社)
本株式交換における割当比率	1	1,073.875
本株式交換により交付する株式数	普通株式：34,364 株	

(注 1) 株式の割当比率

当社は、With The World 社普通株式 32 株に対して、当社の普通株式 34,364 株を、効力発生日（2026 年 10 月 30 日予定）の前日の最終の With The World 社の株主名簿に記載された株主に割当交付します。ただし、当該時点において当社が保有する With The World 社の普通株式については、本株式交換による株式の割当交付は行いません。

(注 2) 本株式交換により交付する当社株式の数等

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式 34,364 株を割当交付する予定です。当社が交付する株式については、新規の株式 34,364 株の発行を行う予定です。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、With The World 社の株主は当社の単元未満株式（1 単元（100 株）に満たない数の株式）を保有することが見込まれますが、下記の制度の利用により、買取が可能です。

- ① 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）：会社法第 192 条第 1 項の定めに基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、With The World 社の株主に割り当てるべき当社普通株式に 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、これを処理するものとします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に関する協議及び検討を進めるに当たり、本株式交換に用いられる株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の公正性及び妥当性を確保するため、当社及び With The World 社から独立した第三者算定機関である株式会社船井総研あがた FAS（以下、「船井総研あがた FAS」といいます。）に本株式交換比率の算定を依頼い

たしました。

当社は、船井総研あがた FAS より提出を受けた算定書の内容を参考としつつ、当社及び With The World 社の財務状況、資産の状況、将来の見通しや事業上のシナジー等の要因を総合的に勘案し、慎重な検討・交渉・協議を行った結果、上記 1 記載の本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称と両社との関係

算定機関である船井総研あがた FAS は、当社及び With The World 社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

②算定の概要

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場していることから、2026 年 10 月 5 日開催の取締役会開催日の直前営業日である 2026 年 10 月 2 日の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値である 583 円と算定いたしました。これに対し、非上場会社である With The World 社の株式価値については、公平性及び妥当性を確保するため、船井総研あがた FAS に算定を依頼し、算定書に記載された算定結果のレンジとして、類似会社比較法のレンジ（175 百万円～211 百万円）及び DCF 法のレンジ（247 百万円～332 百万円）であり、これを組み合わせたレンジ内（180 百万円～374 百万円）で当事者間において慎重に協議の上、1 株あたり 626,087 円と算定いたしました。

船井総研あがた FAS は、With The World 社の株式価値算定に際して、With The World 社は非上場であり市場株価法は採用できないものの、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を採用するとともに、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく、収益獲得能力を評価に反映させるためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）を用いて株式価値の算定をしています。

算定の前提とした財務予測は、完全子会社化後に予測される With The World 社の経営成績及び財政状態を用いており、大幅な増減益や資産、負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどを見込んでいる事業年度はございません。

なお、船井総研あがた FAS は、With The World 社の株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている公開情報等を原則としてそのまま採用しております。

また、船井総研あがた FAS は、採用したそれらの資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであること、With The World 社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある未開示の情報は存在しないこと、かつ、With The World 社の将来の利益計画や財務予測が現

時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所（グロース市場）において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

4. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定めの相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途適当に定める金額とします。かかる扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると考えております。

以上

別紙 3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

決 算 報 告 書

第 8 期

自 令和07年04月01日
至 令和08年03月31日

株式会社With The World

貸借対照表
令和08年03月31日 現在

株式会社With The World

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	277,999,409	【流動負債】	14,344,396
現金及び預金	244,959,777	買掛金	3,062,425
売掛金	29,974,360	未払金	4,205,345
前払費用	4,474	預り金	1,490,526
未収入金	3,060,798	未払消費税等	5,493,600
【固定資産】	14,348,710	未払法人税等	92,500
有形固定資産	83,054	【固定負債】	177,140,500
一括償却資産	83,054	長期借入金	177,140,500
投資その他の資産	14,265,656	負債の部合計	191,484,896
長期前払費用	3,145,656	純資産の部	
敷金	120,000	科目	金額
差入保証金	3,000,000	【株主資本】	100,863,223
保険積立金	8,000,000	資本金	18,000,000
		利益剰余金	82,863,223
		その他利益剰余金	82,863,223
		繰越利益剰余金	82,863,223
		(うち当期純利益)	8,576,473
		純資産の部合計	100,863,223
資産の部合計	292,348,119	負債・純資産の部合計	292,348,119

損益計算書

自 令和07年04月01日
至 令和08年03月31日

株式会社With The World

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	188,721,852	188,721,852
【売上原価】		
仕入高	65,031,813	
合計	65,031,813	
売上総利益		123,690,039
【販売費及び一般管理費】		113,140,153
営業利益		10,549,886
【営業外収益】		
受取利息	337,001	
受取配当金	400	
雑収入	754,544	
為替差益	48,438	1,140,383
【営業外費用】		
支払利息	1,629,553	1,629,553
経常利益		10,060,716
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益		10,060,716
法人税等		1,484,243
当期純利益		8,576,473

株主資本等変動計算書

自 令和07年04月01日
至 令和08年03月31日

株式会社With The World

(単位：円)

株主資本			
資本金	当期首残高		18,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		18,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		74,286,750
	当期変動額	当期純利益	8,576,473
	当期末残高		82,863,223
株主資本合計			
	当期首残高		92,286,750
	当期変動額		8,576,473
	当期末残高		100,863,223
純資産の部合計			
	当期首残高		92,286,750
	当期変動額		8,576,473
	当期末残高		100,863,223

個別注記表

自 令和07年04月01日

至 令和08年03月31日

株式会社With The World

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準および評価方法
 - ① 棚卸資産の評価基準および評価方法
商品、原材料等は最終仕入原価法を採用しています。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
建物、建物付属設備、構築物については定額法を採用しています。
車両運搬具、工具器具備品については定率法を採用しています。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
 - (3) 収益・費用の計上
収益については実現主義により、費用については発生主義により計上しています。
 - (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
3. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数
345株

株式会社 With The World 第8期 事業報告書

(自：2025 年 4 月 1 日 至：2026 年 3 月 31 日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当期の事業の経過およびその成果

1人1台端末の普及（GIGA スクール構想）、「探究学習」、「環境・SDGs 教育」の重視に伴い、教育現場では「単なる語学学習」から「自ら課題を見つけ解決する学習（PBL：問題解決型学習）」へのニーズが高まっております。このような経営環境のもと、当社は基幹事業である「オンライン国際交流事業」および「旅行業者代理事業」において、付加価値の高い専門的な研修・セミナーの企画および運営に注力いたしました。

この結果、当期の業績は以下の通りとなりました。

売上高：188,721,852 円

営業利益：10,549,886 円

経常利益：10,060,716 円

当期純利益：8,576,473 円

(2) 対処すべき課題

今後の見通しについては、企業の環境・SDGs 教育や問題解決型学習など、教育ニーズの更なる高度化・多様化が予想されます。

当社といたしましては、以下の課題に重点的に取り組むことで、持続的な事業成長と企業価値の最大化に努めてまいります。

- ① 国策・教育改革を追い風とした教育需要の取り込み
- ② 市場ニーズに応じた新規研修コンテンツの開発・拡充
- ③ 上場企業グループとのシナジー創出による事業のスケールアップ

(3) 資産および損益の状況

総資産：292,348,119 円

負債合計：191,484,896 円

純資産合計：100,863,223 円

(4) 主要な事業内容

幼児教育・学習支援サービス・模擬試験・通信教育の企画、制作、販売および実施
学習塾・予備校・語学教室・各種教室の経営
企業・個人向けに能力開発／職業適性診断に関する教育・研修およびコンサルティング
セミナー・研修の企画および運営
教材・教具・参考書・書籍等の制作・出版・販売
教育技術の研究開発
企業・自治体等の研修、会議・イベントの企画・運営
海外・国内の文化／教育交流の企画・斡旋
前各号に附帯する一切の業務

(5) 主要な営業所および従業員の状況

本社所在地：兵庫県神戸市中央区浪花町 56 起業プラザひょうご内
常勤役員数：1 名
従業員数：15 名

(6) 株式の状況

発行可能株式総数：6,000 株
発行済株式の総数：345 株
大株主の状況：
五十嵐 駿太：300 株（所有割合 86.96%）
株式会社 IGL パートナーズ：39 株（所有割合 11.30%）
株式会社 Luatsu：6 株（所有割合 1.74%）

(7) 会社役員の状況

代表取締役：五十嵐 駿太

以上